

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟クラブ・同好会としての義務に違反したとき。
- (3) 本連盟の規約に違反し統制に服さないとき。
- (4) 会費を2年以上滞納したとき。

【組織の加盟手続き】

第14条 連盟が新しく設立された場合は、加盟費と年間登録費に下記の書類を添えて申請し、総会の承認を得て加盟する。

- (1) 加盟申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書

【加盟組織の年度初めの手続き】

第15条 本連盟加盟組織は、毎会計年度終了後3カ月以内に下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 加盟クラブ一覧表
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書

【加盟組織の年度末の手続き】

第16条 本連盟下部組織は、毎会計年度開始前に下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

【組織の加盟取消】

第17条 本連盟下部組織が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを加盟取消することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟組織としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

【下部組織の役職】

第18条 本連盟の下部組織は、本連盟を除名された者を役職に就けてはならない。

【スポーツ仲裁機構】

第19条 ボディビル競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

【附 則】

第20条 本細則は、本連盟設立の日より施行する。

本細則は、平成5年10月10日改定

本細則は、平成9年3月2日改定

本細則は、平成10年3月8日改定

本細則は、平成12年6月11日改定

本細則は、平成14年10月12日改定

本細則は、平成17年10月1日改定

本規程は、平成22年3月14日改定